

## 「通いの場・集いの場」充実事業 助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、第5次地域福祉活動計画の活動目標1で掲げる「身近な福祉課題に気づく力を高める」という視点を推進する事業の一つとして、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行うサロン活動の参加対象者が多様化することや、サロンが生活上の困りごとの気づきの場となることを目指し、地区社協が行うサロン活動について「通いの場・集いの場」充実事業助成金（以下「本助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 「小地域福祉ネットワーク活動推進事業助成金」の「生活支援活動助成金」を満額申請した地区社協が行うサロン活動であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行われるサロン活動であること。

### (助成金の額)

第3条 本助成金の額は、サロン活動1回あたり3,000円とし、1地区社協につき30,000円を上限とする。

### (助成金の申請)

第4条 地区社協会長は、本助成金の交付を受けようとするときは、小地域福祉ネットワーク活動推進事業助成金交付要綱で定める生活支援活動助成金の申請と同様に、半期（6ヶ月間）終了後、その定める期日までに区・支部事務所を通じて、本会会長へ助成金申請書兼実施報告書（様式1）を提出しなければならない。

### (助成金の交付)

第5条 本会会長は、前条に定める書類の提出のあった地区社協に対し、その書類を確認の上、助成額を決定し、交付するものとする。

### (決定の取消し等)

第6条 本会会長は、本助成金の交付を受けた地区社協が次の各号に該当する場合は、決定を取消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 実施状況について事実と異なる報告をしたとき
- (2) その他、この要領に違反したとき

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。